



平成24年3月7日  
内閣府（防災担当）

## 「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、新潟・福島豪雨による災害、台風第12号による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長するため、政令の一部改正が3月2日に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### 1 政令の概要

激甚災害法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

#### （1）東日本大震災

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月31日 → 平成25年3月31日

- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

平成24年3月10日 → 平成24年9月30日

#### （2）新潟・福島豪雨（平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨）による災害

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月8日 → 平成24年9月30日

#### （3）台風第12号（平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月25日 → 平成24年9月30日

### 2 延長する特例措置の概要

#### （1）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引

き上げ及び保険料率の引き下げを行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給する。

3 スケジュール

平成24年3月2日（金） 閣 議 決 定

平成24年3月7日（水） 公 布 ・ 施 行

政令第四十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項及び第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第七条中「平成二十四年三月十日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条 平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに

対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

（平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第三条 平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(災害関係保証に係る期限の特例)

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚<sup>じん</sup>災害に対処<sup>たいしよ</sup>するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。